

指定管理者が行う業務仕様書

(大和市都市公園条例規定施設)
(大和市営自動車駐車場条例規定施設)

引地台公園（大和スタジアム除く）

引地台温水プール立体駐車場

令和8年4月1日～令和13年3月31日

大 和 市 環 境 共 生 部

目 次

1	管理に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）引地台公園	
	（2）引地台温水プール	
	（3）引地台温水プール立体駐車場	
3	管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）指定期間	
	（2）人員配置の基準	
	（3）開場時間	
	（4）休場日	
	（5）特記事項	
4	業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）施設の管理・運営に関すること	
	（2）施設のPRに関すること	
	（3）自主事業の実施に関すること	
	（4）業務の報告に関すること	
5	物品の帰属等・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	災害時等の施設の使用及び体制整備・・・・・・・・	11
7	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応・・・・・・・・	12
8	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 管理に関する基本的な考え方

引地台公園は、大和市を代表する都市公園であり、憩いの場・ふれあいの場・積極的な健康づくりの場として設置された。

引地台公園を管理するにあたり、指定管理者制度を導入し、都市公園等の管理に関する専門的見知や民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的とする。

指定管理を行うにあたり、次の事項を十分認識のうえ、施設の管理を行うこと。

- ア 植栽地（植込地、芝生、樹木、草地等）は、各植物の特性や周辺環境を考慮し、適切な管理を行うこと。
- イ 公園施設及び立体駐車場は、設置目的及び施設内容等を十分に把握したうえで、有効に機能させるとともに、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適正な維持管理、保守点検を行うこと。また、必要に応じて修繕を行うこと。
- ウ 公園利用者の多様なニーズに応えるため、来園者の意見、要望等を把握し、管理運営に活かすよう努めること。
- エ 市民との協働を積極的に推進するものとし、施設の利用促進に努め、地域や関係団体との協調・連携等を図るものとする。
- オ 施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。
- カ 市の事業や新たな取組については市が実施する際には、支障がない限り協力すること。

2 施設の概要

現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先すること。

(1) 引地台公園

- ア 所在地 大和市柳橋四丁目5000番地
- イ 敷地面積 面積 100,540.39㎡（大和スタジアム・青葉公園側スロープ含む）
- ウ 施設内容
 - 引地台公園管理事務所
 - 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 420㎡
 - 野外音楽堂
 - 鉄筋コンクリート造一部平屋建 延床面積 284㎡
 - 北側便所
 - 鉄筋コンクリート造一部平屋建 延床面積 64㎡
 - 管理事務所前便所
 - 鉄筋コンクリート造一部平屋建 延床面積 64㎡
 - 南側便所
 - 鉄筋コンクリート造一部平屋建 延床面積 49㎡

機械室

鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 36 m²

ポンプ室

ブロック造平屋建 延床面積 15 m²

四阿

鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 24 m²

倉庫

軽量鉄骨造平屋建 延床面積 34 m²

監視室

軽量鉄骨造平屋建 延床面積 11 m²

売店

木造平屋建 延床面積 20 m²

上水設備、流水・井戸設備、噴水設備、放送塔、遊具、修景池、時計塔、
パーゴラ、令和広場、平成広場

駐車場（北側26台 南側63台）

駐輪場（北側148台 南側70台）

（2）引地台温水プール（有料施設）

ア 施設規模

建築面積 3,698 m²

床延面積 5,958 m²

地下2階 770 m²

地下1階 313 m²

1階 3,632 m²

2階 1,183 m²

PH 60 m²

イ 施設内容

- 1 階 25mプール（6コース）25m×13m
流水プール（120m×3.75m×水深1m）
スライダー着水プール（水深0.85m）
ウォータースライダー2基（1.3Φ×40m・1.3Φ×80m）
幼児用プール（滑り台付32m²×水深0.3m）
ジャグジープール2槽・採暖室・男女更衣室・男女ロッカー室
多目的更衣室・事務所・救護室・喫茶室厨房・休憩室、ロビー
- 2 階 監視放送室・休憩室・プールテラス
- 地下1階 電気室・会議室・休憩室・浴室
- 地下2階 監視室・機械室・受水槽室

その他設備（濾過装置・貯湯槽・ボイラーなど）

(3) 引地台温水プール立体駐車場（有料施設）

ア 所在地 大和市草柳三丁目5番地1

イ 施設規模 敷地面積 3,342㎡ 鉄骨造2階建

延床面積 3,552㎡

1 階 1,776㎡

2 階 1,776㎡

ウ 施設内容 駐車台数 180台

3 管理の基準

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(2) 人員配置の基準

組織の一元化を図る総括責任者のもと、引地台公園園地及び引地台温水プール・立体駐車場の施設を管理するのに各1名責任者を配置するほか、業務を遂行するのに必要な人員を置くこと。（施設の責任者と総括責任者は兼務することができる。）

- ① 職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
- ② 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

(3) 開場時間

① 引地台公園 園地

開場時間 下記の②～⑧を除く園地は常時開場

② 引地台公園管理事務所

開場時間 1月4日から12月28日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

③ 引地台温水プール

開場時間 1月4日から7月19日まで及び9月1日から12月28日まで

午前10時から午後8時まで

7月20日から8月31日まで

午前9時30分から午後8時まで

④ 引地台野外音楽堂

開場時間 1月4日から12月28日まで

午前9時から午後5時まで

⑤ 引地台温水プール立体駐車場

開場時間 1月1日から12月31日まで

24時間

⑥ 引地台公園北側・南側駐車場

開場時間 1月1日から12月31日まで

24時間

※ ただし、上記3施設（③～⑤）の安全性を確保するために緊急に閉場する必要性が生じた場合は、市長の承認を得て、休場とすることができる。

（４）休場日

① 引地台公園 園地

休場日 特になし

② 引地台公園管理事務所

休場日 年末年始（12月29日から1月3日）

③ 引地台温水プール

休場日 月曜日（月曜日が祝日又は振替休日の場合は翌日、ただし7月20日から8月31日を除く）

年末年始（12月29日から1月3日）

④ 引地台野外音楽堂

休場日 月曜日（月曜日が祝日又は振替休日の場合は翌日）
年末年始（12月29日から1月3日）

⑤ 引地台温水プール立体駐車場

休場日 休日なし（予定）

⑥ 引地台公園北側・南側駐車場

休場日 休日なし（予定）

⑦ 売店

休場日 指定管理者の判断にて決定すること。

（５）特記事項

① 引地台公園等は、市民まつり等の市主催の特別な事業等がある場合に、優先的に施設の使用や開場時間も変更できるものとする。

② 毎年4週間程度、大和市環境管理センター施設点検のため、電気及び蒸気の供給が停止するため、当該期間中の電気供給については、指定管理者が対応すること。

③ 毎年1回（1日）、引地台公園電気工作物保守点検のため停電になるため、指定管理者は停電周知や施設案内等の補助作業などを行うこと。

④ 温水プールについては、市内の小中学校の授業で年間70回程度、午前の貸切利用が想定されるため、現場管理や他の利用者への周知等の対応を行うこと。

また、小学校利用の際には、25mプールの一部分に市が設置する複数台を連結した水深調整台の触診及び目視による点検を行うこと。この設置に伴い、ゴミ等が水深調整台の下部に滞留するためプールの清掃作業を行うこと。

⑤ 引地台公園北側及び南側駐車場を新たに令和8年4月から有料化を検討中であり、駐車場の管理・保守等の業務が発生する場合がある。また、有料化に伴う駐車場台数

の増減が発生する場合、市へ協議を行うこと。

- ⑥ 引地台温水プール立体駐車場の料金改正に伴う、休場日の変更により、駐車場の管理・保守等の業務が発生する場合がある。
- ⑦ 公共施設予約システムの変更を予定しており、この予約システムに対応すること。

4 業務内容

(1) 施設の管理・運営に関すること

ア 公園内共通事項

- ・公園内の防犯及び安全確保のため、昼夜定期的な巡視・巡回を行うこと。
- ・利用者及び近隣住民等第三者の安全を確保することを最優先とし、危害を加える恐れが生じた場合は、指定管理者の責任において速やかに対処すること。
- ・市民との協働を積極的に推進するものとし、地域や関係団体との強調、連携を図るものとする。
- ・緊急対策について、事故や災害時に迅速に情報伝達できる体制を確立するとともに、発生時は被害者救済・保護・二次災害を防止すること。また、その他の防犯、火災、地震、各種気象警報についても、利用者の安全を確保優先し市及び関係官公署に通報するなど適切な措置を講じること。
- ・事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの必要な応急措置を講じるほか、二次災害の発生防止に努め、状況に応じ市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・火災その他不可効力の発生により引地台公園等が危険にさらされ又はさらされるおそれがあるときは、速やかに利用者等を安全な場所に避難させ、施設の休場等の措置をとるとともに、市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・各種気象警報が発令された場合、速やかに施設内点検を実施し、状況を把握した上、事故や災害を防止するための対策を講じること。
- ・引地台公園等の施設及び備品の滅失又はき損その他重大な事故が発生したときは、速やかに市へ連絡を行い、事故発生後7日以内に事故発生等報告書により報告すること。
- ・施設等に起因して発生した事故等については、指定管理者がその責を負うものとし、指定管理者の責任と負担において適切に対処すること。また、その発生時及び処置完了時に、その状況を速やかに市に報告すること。
- ・指定管理者は、市が加入している補償内容と同等以上の施設賠償責任保険等に加入すること。（別紙参照）施設賠償保険料は、指定管理料に含む。）
- ・施設の退所時は厳重な注意を払い、火気の始末及び施錠を行うこと。
- ・大和市「環境方針」を理解し、省エネルギー、廃棄物の抑制、環境配慮物品の使用に務めること。
- ・施設の日常点検、保守点検、定期点検、清掃、水質検査等の実施すること。
- ・光熱水費の支払いについて

(ア) 運営管理上必要となる電気、都市ガス、上下水道、電話料金、インターネット回線は原則指定管理者の負担とすること。

ただし、温水プール、立体駐車場の電力は環境管理センターからの供給となるが、電気料金の基本料金については指定管理者の負担とすること。

(イ) 環境管理センターからの送電が停止した場合の電気料金については、指定管理者の負担となる。なお、指定管理者が新たに必要とする設備は指定管理者の負担とすること。

(ウ) 温水プールの水、及び空気の加熱は、環境管理センターの余熱を利用できる。

(エ) 非常時は、プール施設内の自家発電設備及びボイラー設備で対応すること。

- ・ 拾得物については台帳を作成し、遺失物法に基づき管理すること。
- ・ 施設内に放置された自動車・バイク・自転車等については関係法令及び国交省駐車場管理規程例に基づき処分すること。
- ・ 廃棄したものかどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後所有者が不明の場合に処分すること。
- ・ 市民要望については受付簿で管理を行い、要望内容の改善に努める。
- ・ 身体障がい者が利用する場合において、原則として盲導犬、介助犬を同伴することを拒まないこと。（引地台温水プールについては、原則としてロビーまでとし、盲導犬・介助犬等の待機場所は指定すること。）
- ・ 臨時休場等やむを得ず閉鎖する時は、利用者及び関係者等に適切な周知をすること。
- ・ 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。
- ・ 指定管理者の負担により、公園管理事務所及び引地台温水プールに AED を設置すること。

イ 公園

(ア) 整備・管理

公園の整備及び管理については、周辺環境、防犯、動植物の特性を考慮し公園の将来像をもって適切に行うこと。引地台公園基本管理表と併せ指定管理者が作成する整備・管理計画に基づき実施すること。

(イ) 園路・広場等

- ・ 落ち葉や砂埃の飛散に注意し散水等の対応を行うこと。
- ・ 日常的に園地及び施設の巡視点検、清掃（ゴミ、落ち葉等）を行うこと。
- ・ 水たまりとなる凹凸箇所は舗装し改善すること。

(ウ) 植栽等

- ・ 利用者の安全と積極防犯を図るため、死角を無くし見通しの良い公園環境を確保すること。
- ・ 隣地または利用者に危害を加えるおそれのある場合については、市と協議の上対応すること。
- ・ 高中低木の剪定、刈込みを行うこと。

- ・地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除と予防及び除草を行うこと。
- ・支障木、危険木、枯損木、実生植物等は除去すること。
- ・原則、植物管理に除草剤は使用しないこと。
やむを得ず薬剤を散布する場合は事前、事後に利用者、近隣住民へ通知し、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- ・新たな植栽を行う場合は、市と協議の上実施すること。

(エ) 施設等

- ・照明灯、電気設備、噴水設備、遊具等施設は日常点検を行い正常に維持すること。故障等については修繕を行うこと。
- ・各種サイン、案内板などの清掃を定期的に行うこと。また、管理者名を適切に表記すること。
- ・便所については日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃、消耗品も欠落しないように常に施設を清浄かつ正常に維持すること。
また、施設の状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせて実施すること。
- ・池、流れなどの水施設は原則として冬季間停止させること。
- ・噴水設備は、日常点検、定期点検を実施し良好な状態に保つこと。
- ・遊具施設は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、日常点検、定期点検を実施し、不具合箇所、危険箇所は直ちに補修、使用禁止等の対応を行い安全に万全をつくすこと。
- ・受水槽の定期点検、清掃を行うこと。
- ・ベンチ、テーブル、手すりの清掃を随時行うこと。
- ・塗装が必要な施設については随時行うこと。

ウ 引地台温水プール

- ・有料施設の出入り口門扉、管理棟の施錠・解錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、退場時には特に火気の始末に留意するとともに、機械警備（野外音楽堂を除く）を行うこと。
- ・消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置を講じること。
- ・災害時は市民の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。
- ・受付業務、利用料金徴収業務、利用料金の免除（大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の規定に基づく）を行うこと。
- ・プール室の収容人員は、概ね800人とし利用者の健康と安全に細心の注意を図ること。
- ・プール監視員については、利用者の安全を確保するため適切な人員を配置すること。
- ・プールのウォータースライダー等の利用者の安全を確保のため、適切な人数の監視員を配置すること。
- ・次のものの入場を制限することができる。泥酔者、伝染病疾患患者、他人への危害・

不快感・迷惑・迷惑となる物品もしくは動物を携帯するもの。また、施設を利用することがその者にとって危険であると認められる場合。

- ・消防用設備等点検及び消防訓練等においては、消防法に基づき適切に管理及び実施するものとする。

エ その他

- ・指定管理者の事務所として、公園管理事務所の一部及び温水プール室内事務室が利用できる。
- ・引地台公園管理事務所の一角には市職員が常駐するとともに、市の管理委託受注者が作業場及び資機材置場として使用する。
- ・公園園地の占用許可及び使用許可は市で行い、許可内容については相互に情報の共有化を図ること。
- ・ゲートボール場の予約等の運営は市が行い、指定管理者は維持管理を行うこと。
- ・有料施設の休場日及び営業時間の変更について、必要に応じ市の承認を受け行うことができ、この場合指定管理者の責任において周知し、問い合わせに応じること。
- ・施設等の修繕及び設置物等に関しては、原則として原状に復するものとする。やむを得ず構造等の変更を行う場合は、事前に協議し承認を得ることとする。
- ・大和市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨を理解し遂行すること。
- ・本体及び付帯施設（設備含む）の日常点検、保守点検、定期点検、清掃、機械警備、水質検査等を行うこと。内容や回数等は別紙によるものを最低限とする。
- ・本体及び付帯施設（設備含む）の故障等で簡易なものについては修繕を行うこと。
- ・ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清浄かつ正常に維持すること。

（２）施設のPR、情報提供に関すること

- ・施設の概要、利用方法、利用時間、利用料金等を記載したホームページやパンフレットを作成し、公開及び配布すること。
- ・情報誌を作成すること。
- ・看板等を作成、設置すること。
- ・行政視察等に対応すること。
- ・その他、必要事項の周知をパンフレットや広報物、ホームページ、SNSなど、様々な情報ツールにより行うこと。

（３）自主事業の実施に関すること

- ・利用増進を図るため指定管理業務以外で、指定管理者が事業計画書を提出し園地や有料施設等において自らの責任で自主的に行う事業とする。
- ・自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用の障害にならないものに関し、事前に市と協議・調整を行い、事業計画書を提出する。

- ・自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属する。

(4) 業務の報告に関すること

- ・事業に関する以下の報告書を作成すること。
- ・下記以外の個別の業務に関する報告書も業務の性質や緊急性に応じて作成し、市に報告すること。
- ・報告内容について市から照会があった場合や市が必要に応じて帳簿書類その他の記録の提出を求めた場合には、迅速・適切な対応をすること。

ア 月報の提出（前月分の状況を毎月 15 日以内）

- (ア) 管理業務実施状況
- (イ) 有料施設利用実績
- (ウ) 利用者からの苦情等
- (エ) 自主事業の実施状況
- (オ) 管理施設の重大な事故等
- (カ) その他連絡事項

イ 四半期総括書の提出（市が必要と認める場合）

- (ア) 管理業務実施状況
- (イ) 有料施設利用実績
- (ウ) 施設利用者等からの苦情等
- (エ) 自主事業の実施
- (オ) 施設の重大な事故
- (カ) その他連絡事項

※ 月報及び四半期総括書の書式は、協定において定めるものとする。

ウ 事業計画書等の提出（年度開始 30 日前まで）

- (ア) 管理業務の事業計画書
 - 職員配置
 - 責任体制
 - 緊急対応
 - 防犯、防災対策
 - 苦情、要望対応
 - 年間業務実施計画
 - 研修計画等
 - 自主事業等事業計画
- (イ) 管理業務に係る収支予算書
- (ウ) 自主事業の計画書

(エ) その他市が必要と認める書類

エ 事業報告書及び収支決算書の提出

- (ア) 管理業務の実施状況
- (イ) 有料施設の利用者数等利用の状況
- (ウ) 有料施設の利用料金の収入実績
- (エ) 管理業務に係る経費の収支状況
- (オ) 委託業務の実施状況
- (カ) 自主事業の実施状況
- (キ) 自主事業に係る収支決算状況
- (ク) その他市が必要と認める事項

オ 自己評価表の提出

- (ア) 運営効率化へ向けた取組み内容とその進捗状況
- (イ) 利用者サービス向上に向けた取組み内容とその進捗状況
- (ウ) 企画提案書に提案された管理運営体制が維持されているか
- (エ) 利用者からの苦情内容
- (オ) 施設の安全対策の内容とその進捗状況
- (カ) 光熱水費の管理状況
- (キ) 有料施設の利用者数の増減
- (ク) 有料施設の利用料金収入実績の増減
- (ケ) 事故報告の内容とその後の対応
- (コ) 企画提案書に提案された事項の取組み内容とその進捗状況

カ 事故等報告書の提出（事故発生から7日以内）

- (ア) 事故発生日
- (イ) 事故（災害）の種類
- (ウ) 事故による被災者（負傷者）
- (エ) 事故発生場所
- (オ) 事故（災害）の概要
- (カ) 事故（災害）発生の状況及び原因
- (キ) 監視員又は責任者の措置

5 物品の帰属等

- ① 指定管理料で購入した物品は、指定管理者に帰属する。
- ② 施設の備品は、指定管理者に無償貸与になる。
- ③ 指定管理者は、市の所有に属する物品については、大和市物品取扱規則に基づき管理を行うこと。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその

保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告をすること。

ア 使用する市の備品が適切な状態で保持されるよう管理すること。

イ 備品は、原則市で購入するが、備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンスは指定管理者の費用負担により実施すること。

ただし、使用できなくなった場合は市に報告し、購入の必要性について協議を行うこと。

ウ 施設の管理にあたって、指定管理者自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議すること。ただし、指定期間の満了時等においては、大和市都市公園条例第46条の規定に基づいて原状に回復すること。

6 災害時等の施設の使用及び体制整備

(1) 協力要請

災害時等に、施設を広域応援体制活動拠点、消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場又は広域避難場所（以下、「応急活動拠点」という。）として利用する必要があるときは、指定管理者に協力を要請する。

(2) 協力体制

指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくこと。

(3) 災害時等の対応

ア 指定管理者は、災害時等において速やかに、応急活動拠点としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じること。

イ 指定管理者は、あらかじめ市と協議した内容に基づき、応急活動拠点の開設及び運営に協力すること。

ウ 災害時等に、市が応急活動拠点として開設した施設の管理運営は、必要に応じ職員を派遣するなどして、市が責任をもってあたるものとする。

エ 市の職員到達までは、施設の管理運営については指定管理者が責任をもってあたること。

オ 応急活動拠点の管理運営について応援が必要な場合は、市の要請または指定管理者の状況判断により、指定管理者は可能な限り市に協力すること。

カ 施設が応急活動拠点として開設されている間は、市は必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うものとする。指定管理者は、市に協力して一般利用者への連絡・周知を行うこと。

キ 応急活動拠点の閉鎖については、復旧状況等を考慮し、市が決定するものとする。

(4) その他

災害発生時の他施設の状況等により、施設を上記（１）で規定する応急活動拠点以外の応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めなければならない。

7 障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応

指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結していることを踏まえ、本市に準じた対応を行うこと。具体的な取り組みについては、「大和市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」及び「大和市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応規程に係る留意事項」を参照すること。

8 その他留意事項

(1) 法令等の遵守

本業務の管理運営にあたっては関係するすべての法令等を遵守すること。

・関係する法令

地方自治法、都市公園法、同施行令、同施行規則、大和市都市公園条例、同施行規則、大和市営自動車駐車場条例、同施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、健康増進法、農薬取締法、身体障害者補助犬法、ホームレスの自立支援等に関する特別処置法、行政手続法、行政手続条例、大和市情報公開条例、同規則、個人情報保護に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 市主催事業の優先

市主催の事業がある場合、優先的に使用できるものとし施設等の開場時間も変更できるものとする。

(3) 施設簡易修繕

経年劣化等による施設の簡易修繕については、1件130万円（消費税及び地方消費税を含む）未満とし、それ以上のものについては市の負担とする。

(4) 用地の保全

公園外周の境界杭や不法占用の状況を把握し、異常があった場合は随時市に報告すること。

(5) ドクターヘリ対応

引地台公園の令和広場は、大和市指定のドクターヘリ離発着場に指定していることから緊急の場合は必要な対応をとること。

(6) 物品販売行為

物品販売行為を行うときは、事前に市と協議すること。

(7) 注意報・警報等が発令された場合の対応

荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行うこと。

荒天後は園内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに市に報告を行うとともに2次被害を引き起こさない処置を行うこと。

光化学スモッグ注意報や熱中症警戒アラート等が発令した場合は園内アナウンス放送等により、公園利用者に注意を喚起し、警告するとともにその旨を掲示すること。

(8) 新たな公園施設の設置

掲示板等の施設を設置する場合は、市の許可を取ること。

指定期間の満了時等においては、大和市都市公園条例第46条の規定に基づいて原状に回復すること。

(9) 協議

この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び運営について疑義が生じた場合は、対等な関係に立って協議し決定すること。

公園施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営する公園施設等において、偶然な事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

引地台公園等（大和スタジアム除く、青葉公園側スロープ含む）

引地台温水プール立体駐車場

(2) 補償内容

施設の欠陥や管理の不備が原因であったため、指定管理者又は市が法律上の損害賠償責任を問われた場合

2 管理施設の管理運営に関わる賠償責任保険

(1) 施設賠償責任保険

賠償責任 対人 1名/1事故 1億円/5億円

対物 1,000万円（引地台温水プール）2,000万円（引地台公園園地）

対物保管物賠償（引地台温水プール）

1事故 300万円 期間中 300万円

(2) 施設治療費用保険金特約

てん補限度額 1名/1事故 30万円/300万円

3 取扱現金総合保険

引地台温水プール、引地台温水プール立体駐車場、引地台野外音楽堂の利用料金

1事故につき 300万円

4 昇降機賠償責任保険（引地台温水プール）

賠償責任 対人 1名/1事故 6,000万円/2億円

対物 1事故 1,000万円

5 ロッカーの収容品の総合保障保険（引地台温水プール）

(1) 身の回り品等 840万円 (2) 現金 280万円

6 自動車駐車場に関わる賠償責任保険（引地台温水プール立体駐車場）

(1) 自動車管理者賠償責任保険 11,160万円

(2) 施設管理者賠償責任保険 対人 1名/1事故 1億円/5億円

対物 1事故 1,000万円

引地台公園基本管理表－ 1

管理項目 (園地及び野外音楽堂・売店)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
巡回	日常巡回	園内及び施設	1 式	年間	年末年始除く
	定期巡回	園内及び施設	1 式	1 回／月	職員
	年末年始巡回	園内及び施設	1 式	6 日	
警備	日常警備	園内及び施設	1 式	年間	
	夜間警備	〃	1 式	年間	
動物管理	日常管理	動物小屋	1 式	年間	年末年始除く
	年末年始管理	動物小屋	1 式	6 日／年	
清掃	日常清掃	園内・園路沿い	1 式	随時	
		屋外便所	1 式	5 回／週	
		野外音楽堂	1 式	1 回／週	
		喫煙所	1 式	3 回／週	
	ごみ運搬処分	ごみ集積所	1 式	3 回／週	
	定期清掃	噴水池	1 式	4 回／年	
		流れ・池	1 式	2 回／年	
		受水槽	1 式	1 回／年	
遊具点検	日常点検	遊具施設	1 式	1 回／月	
	定期点検	〃	1 式	1 回／年	
噴水保守点検	定期点検	噴水設備	1 式	4 回／年	
井戸設備点検	定期点検	井戸設備	1 式	2 回／年	
井戸水水質検査	定期点検		1 式	6 回／年	10 項目
簡易専用水道検査	定期点検	公園及び 公園管理事務所	1 式	1 回／年	
加圧給水ユニット保守点検	定期点検	加圧給水ユニット	1 式	2 回／年	
放置車両引上げ 及び解体処理	日常管理	園内及び施設	1 式	年間	
ごみ収集運搬	定期運搬	園内及び施設	1 式	年間	

管理項目 (公園管理事務所)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
機械警備	日常警備	公園管理事務所	1 式	年間	
水質検査	定期点検		1 式	1 回／月	水道法第 3 4 条の 2 第 2 項に基づく 1 0 項目
放送設備 保守点検	定期点検	園内及び 公園管理事務所	1 式	1 回／年	
消防用設備保守 点検	定期点検	公園管理事務所	1 式	2 回／年 1 回／年	消防法第 1 7 条に 基づく点検 機器点検は 2 回／ 年、総合点検は 1 回/年)
空調機保守点検	定期点検	公園管理事務所	1 式	2 回／年	

管理項目 (温水プール)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
水質検査	定期点検		1 式	1 回／月	
設備・管理保守	設備運転監視		1 式	年間	
	建物設備維持管理		1 式	年間	
プール監視業務	監視		1 式	年間	
	日常清掃		1 式	年間	
	水深調整台下等 清掃		1 式	6 回/年	
ウォータースラ イダー保守点検	定期点検	ウォータースラ イダー	1 式	2 回／年	
小型吸収冷凍機 保守点検	定期点検		1 式	3 回／年	
ボイラー機能検 査	定期点検		1 式	1 回／月	
ボイラー定期自 主検査	定期点検		3 台	1 回/年	ボイラー及び圧力 容器安全規則第 94 条
消防用設備保守 点検	定期点検		1 式	2 回／年 1 回／年	消防法第 1 7 条に 基づく点検 機器点検は 2 回／ 年、総合点検は 1 回/年)

非常用自家発電 機保守点検	定期点検		1 式	2 回／年	
自動昇降機保守 点検	定期点検	遠隔点検	1 台	1 2 回／年	
	定期点検	現地点検	1 台	4 回／年	建築基準法第 1 2 条に基づく項目は 1 年に 1 回
自動ドア保守点 検	定期点検		7 箇所	2 回／年	
可動屋根及び大 扉保守点検	定期点検		1 式	2 回／年	
入退場管理シス テム保守点検	定期点検		1 式	2 回／年	
特定建築物点検	定期点検		1 式	1 回／3 年	建築基準法第 1 2 条に基づく項目 令和 6 年度実施
建築設備点検	定期点検		1 式	1 回／年	〃
防火設備点検	定期点検		1 式	1 回／年	〃
機械警備	日常警備		1 式	年間	
芳香剤保守管理			1 式	6 回／年	
清掃	日常清掃	床面トイレ他	1 式	年間	
	定期清掃	床面窓他	1 式	6 回／年	

管理項目 (温水プール立体駐車場)		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
清掃	日常清掃		1 式	年間	
機械警備	日常警備		1 式	年間	
駐車場管理	日常点検		1 式	年間	機械保守 サブ・センサー 売上管理
消防用設備保守 点検	定期点検		1 式	2 回／年 1 回／年	消防法第 1 7 条に 基づく点検 機器点検は 2 回／ 年、総合点検は 1 回/年)
建築設備点検	定期点検		1 式	1 回／年	建築基準法第 1 2 条に基づく項目
特定建築物点検	定期点検		1 式	1 回／3 年	〃
防火設備点検	定期点検		1 式	1 回／年	〃

管理項目		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
樹木管理 (園地高木) 公園全体の高木 は1814本で あり、想定され る主な作業内容 を右に記載す る。	常緑樹 軽剪定	幹周30cm未満	53本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	80本		
		幹周60～90cm未満	69本		
		幹周90～120cm未満	39本		
		幹周120～150cm未満	23本		
		幹周150cm以上	10本		
	落葉樹 軽剪定	幹周30cm未満	3本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	6本		
		幹周60～90cm未満	11本		
		幹周90～120cm未満	29本		
		幹周120～150cm未満	37本		
		幹周150cm以上	20本		
	針葉樹 軽剪定	幹周30cm未満	2本	2回／5年	
		幹周30～60cm未満	2本		
		幹周90～120cm未満	3本		
		幹周120～150cm未満	1本		
樹木管理 (園地中低木) 公園全体の生垣 延長は約356 m、植え込み面 積は約7500 ㎡であり、想定 される主な作業 内容を右に記載 する。	刈込み (機械)	刈込物 樹高1.5m以下	7437㎡	1回／年	除草含む
		生垣 樹高1.5m以上	300m	1回／年	除草含む
	除草 (人力)		7500㎡	1回／年	
樹木管理 (立体駐車場) 立体駐車場全体 の低木は236 ㎡であり、想定 される主な作業 内容を右に記載 する。	刈込み (機械)	刈込物 樹高1.5m以下	236㎡	1回／年	除草含む
			236㎡	1回／年	

管理項目		管理基準			備考
		対象	規模・単位	年回数等	
草花管理 (園地)	地植え	花壇	1 9 5 m ²	2 回／年	
	草花植替え	花壇	1 9 5 m ²	2 回／年	
	巡回管理	花壇	1 9 5 m ²	1 0 回／年	
	施肥	花壇	1 9 5 m ²	適宜	
草地管理 (園地)	草刈り (機械)	園地	1 9, 9 3 1 m ²	2 回／年	
		北側駐車場	2, 0 7 5 m ²	2 回／年	
草地管理 (立体駐車場)	草刈り (機械)		2 9 6 m ²	2 回／年	
スズメバチ駆除		園地		年間	